

泉小学校いじめ防止基本方針



所沢市立泉小学校

(令和4年10月 改訂)

泉小学校いじめ防止基本方針

泉小学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方……………	2
いじめの定義について……………	2
いじめの理解について……………	2
1 いじめの防止……………	3
2 いじめの早期発見……………	4
3 いじめへの対処……………	5
4 地域や家庭との連携……………	8
5 関係機関との連携……………	9
6 重大事態への対処……………	10

泉小学校いじめ防止基本方針

泉小学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。

その実現のためには、学校、保護者及び地域、関係機関がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

また、平成29年度から連続して発生している市内中学生の命に関わる事案を教訓に、いじめ撲滅に向けた取組の実施が急務です。

そこで、泉小学校では、以下の姿勢・考え方のもと、すべての児童が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によるものとします。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

いじめの理解について

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成させるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ようにしていきます。

1 いじめの防止

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心の相談員やスクールカウンセラーを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組をします。学級においては、いじめに対する「行動宣言」や「いじめについて考える授業」「いじめの起きにくい学級づくり」等を考える機会を作り、児童一人一人がいじめに対して考えることができるようにします。

(1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。スクールカウンセラーや相談員、養護教諭、教職員が連携し、児童に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見・自殺予防に努めます。

(2) 「子供の人権」の啓発推進

お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子供の人権」について啓発します。

① いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり決して許されないことを理解させます。

② いじめは刑事罰の対象に

いじめが刑事罰の対象になり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させます。

③ 東日本大震災で被災した児童に対して

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対してのいじめについて理解させます。

④ 配慮が必要な児童について

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。

(3) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」を活用します。

(4) 情報モラル講習会の充実

情報モラル教育の充実

健やか輝き支援室の生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童や保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用し、児童がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

児童や保護者を対象に、「生徒指導・いじめ問題対策員」による講演会等を行ったり、家庭と連携し、児童生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行ったりすることを通して、情報モラル教育の充実を図ります。また、ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールの充実を図り、学校への情報提供を行います。

一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行います。

特にSNSやオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していきます。

2 いじめの早期発見

(1) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

年間を通して定期的にいじめに関する調査（学期に1回のアンケート）、個人面談、教職員と児童との間で日常行われている日記等を活用し、いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書かない児童がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。また、相談室の存在を児童・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子どもたちを見守ります。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図ります。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行うなど、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をしていきます。児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、迅速に対応することを徹底していきます。

また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。

保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進めていきます。

(例) 好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有をします。

(2) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、支援員、相談員、スクールカウンセラーといった児童に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童と信頼関係を築き、児童を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's2019」や「所沢市いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の児童への指導の充実を図ります。

教職員がいじめを発見、もしくは相談を受けた場合、個人で判断せずに「学校いじめ問題対策組織」に報告を行い、組織的に対応します。適切に報告を行わないことは、法第23条第1項に違反し得ることを理解します。加えて、各学期に1回、いじめ問題発見チェックリストを用いて、泉小学校全教職員で振り返りを行います。

3 いじめへの対処

(1) いじめ問題に対応する体制の整備

学校の組織づくり

学校は、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、校内いじめ防止 対策組織を設置し、年度当初や学期に1回などの定例会ととも、必要に応じて会議を行います。構成員は、当該学校の管理職、学級担任、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラーなど複数の教員等によって構成します。校内のいじめ防止対策組織は、企画会議や生徒指導部会等の既存の組織と兼ねず別に設置します。

また、いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まず、いじめを受けたとする児童生徒に寄り添った対応をします。

解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整えます。本校においては、生徒指導および教育相談の合同会議である生徒指導委員会を「定例会議」とし、必要に応じて「拡大会議」「全体会議」を開催し、対応していくこととします。

三つの会議の違い

◆定例会議 【いじめ防止対策の推進、情報の収集】

- ・月1回程度の開催(生徒指導委員会としての開催)
- ・年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・情報の収集を行い、記録し、共有化を図る。

◆拡大会議 【いじめ解消対策の推進】

- ・必要なとき、随時開催する。(いじめ対策検討会としての開催)
- ・いじめ情報の迅速な共有、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめ解消策を策定し、推進する。
- ・関係機関との連携を図る。

◆全体会議 【重大事態発生時に対する対応】

- ・必要なとき、緊急に招集し開催する。(泉小学校いじめ問題対策委員会としての開催)
- ・同じ種類の事態発生防止のため、質問票等の適切な方法により、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行う。

各会議のメンバー

会議の種類 参加者	定例会議	拡大会議	全体会議
	いじめ防止	解消対策	重大事案発生時、または発生のおそれがある場合
複数の教員	○	○	○
心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者	×	×	○
その他関係者	×	○	○

○複数の教員とは、

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年担当、フロー担当、養護教諭、相談員（必要なときに参加）

○心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者とは、

指導主事（教育相談）、教育委員会学校心理士、所沢警察署、児童相談所

○その他関係者とは、

関係学年主任、該当児童担任、PTA役員、指導主事（生徒指導）、教育委員会健やか輝き支援室支援員 等

（２）教育相談の充実

① 児童が相談しやすい校内体制の工夫

教育相談日を設定したり、児童や保護者が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、児童が自身の思いを表現できる環境づくりに努めます。また、いじめに対して全教職員が共通理解を持ち対応していきます。

② 多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導委員会（生徒指導・教育相談部会）だけでなく、校内で組織するケース会議に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

（３）いじめる側の幼児・児童への実効性のある指導

① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の働きかけを行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、警察と連携して対応します。

② 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。「泉小学校いじめ防止基本方針」については、ホームページに掲載し、容易に確認できるようにします。それとともに、入学時や年度初め等に児童、保護者、関係機関等に周知するようにします。

③ 加害児童に対する成長支援

いじめの加害児童に対する成長支援の観点から、個々の加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めて指導に当たります。

(4) 児童の主体的な活動の促し

児童会（代表委員会）において、児童が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように指導します。

また、児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

(5) いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んで状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重要性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は泉小学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害児童、加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為がやんでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。泉小学校には、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任があります。泉小学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行します。

※いじめが「解消している」状況とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察します。

※卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにし、中学校への引き継ぎを丁寧に行うようにします。

4 地域や家庭との連携

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

また、各学校においては、学校応援団（安全安心ボランティア等）と連携した児童の見守りを検討します。

(2) 校種間及び関係機関との一層の連携

卒業時等における的確な情報伝達

小・中一貫教育・小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行います。また、必要に応じて、諸機関（児童相談所、警察署、こども相談センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、県立総合教育センター）との連携を進めていきます。

幼児期からのいじめ未然防止に向けた取り組み

「子育ての目安『三つのめばえ』」を就学時検診や、新入児説明会等で活用し、幼児同士関わる中で、相手を尊重する気持ちが持てるようにする。

(3) 保護者の役割

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育てていくこと等は保護者の役割と考えます。

その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

① 規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する児童等に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例

- ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為
- イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる（パシリ）」など強要する行為
- ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為
- エ 相手がいないかのようにふるまう無視する行為（しかと）
- オ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為
- カ SNS やオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

② いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

③ 関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切です。

特に子の教育について第一義的責任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

学校は、上記について保護者への周知・啓発を積極的に行い、保護者と連携して、未然防止・早期発見・早期対応・解消に向けた見届けを行います。

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【いじめ防止対策推進法】

5 関係機関との連携

（１）子供関連機関との情報共有

いじめの要因は様々であることから、所沢市立教育センター、こども支援センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との連携を図り、情報共有を継続的に行い、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行います。

6 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

いじめ重大事態の調査については、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、適切に対応をしていきます。

(1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

(2) 調査の実施

校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。また、泉小学校いじめ防止基本方針及び、所沢市「いじめ対応マニュアル」に沿って対応をします。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

② 調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。